

平成 30 年度第 1 回上越市環境政策審議会

日 時 平成 30 年 6 月 19 日 (火) 午後 2 時 30 分から
会 場 上越文化会館 4 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 議 事

- (1) 部会実施の報告について (平成 29 年度開催分)
- (2) 第 3 次環境基本計画の進捗状況について
- (3) 平成 30 年 4 月からのごみ分別区分の一部変更について
- (4) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 委員名簿 上越市環境政策審議会委員名簿
- 資 料 1 部会実施の報告について (平成 29 年度開催分)
- 資 料 2 環境関連主要事業 (平成 29 年度実績及び平成 30 年度計画) について
- 資 料 3 平成 30 年 4 月からのごみ分別区分の一部変更について
- 資 料 4 市民の声アンケートの結果
- 資 料 5 第五次環境基本計画の概要 (環境省)
- 資 料 6 新潟県環境基本計画の概要 (新潟県)

上越市環境政策審議会委員名簿

(任期：平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	田村 三樹夫	(一財) 上越環境科学センター長	
	濱 祐子	上越市教育委員	
	山 縣 耕太郎	上越教育大学教授	
	山本 敬一	新潟県生態研究会会員	
行政機関	葉 茸 久 尚	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長	新 任
	井 澤 正 人	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長	
	高 橋 明 彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 産学連携室 産学連携コーディネーター	新 任
事業者	嶺 村 俊 之	東北電力(株)上越営業所長	
	八 木 勝	イオンリテール(株)イオン上越店 マーケティング課長	
	小 池 作 之	上越資源リサイクル協同組合 理事長	
	立 入 スミエ	上越商工会議所 女性会 会員	
	高 橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局	
公募市民	清 水 庸 右	公募市民	
	吉 田 実	公募市民	
	仁 科 康 秀	公募市民	
必要と認める者 その他市長が	石 川 總 一	青田川を愛する会 会長	
	井 部 辰 男	上越市町内会長連絡協議会 副会長	
	小 山 貞 榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長	
	鳴 海 榮 子	上越市消費者協会 副会長	
	青 木 ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員	

部会実施の報告について（平成 29 年度開催分）

1 環境政策審議会環境マネジメントシステム部会開催実績及び審議事項

<第 1 回目>

- (1) 開催日 平成 29 年 10 月 20 日（金）
- (2) 議題
 - ・平成 29 年度環境目標達成状況及び法規制監視測定結果について（第 1 四半期まで）
 - ・平成 31 年度以降の JMS の方向性について

<第 2 回目>

- (1) 開催日 平成 30 年 2 月 28 日（水）
- (2) 議題
 - ・平成 29 年度環境目標達成状況（第 3 四半期まで）
 - ・平成 29 年度法規制監視測定結果（第 3 四半期まで）
 - ・平成 29 年度内部環境監査について
 - ・平成 30 年度環境目的目標（案）について
- (3) その他
 - ・温室効果ガス削減取組の強化について（環境省補助金活用）

平成 29 年度環境目標達成状況

1 環境目標達成状況

全 17 項目のうち、達成 14 項目、未達成 2 項目、未実施 1 項目

環境目標の項目	目標値	取組結果	達成状況
1 地球環境			
1 省エネルギーの推進			
①省エネ法管理対象施設 (178 施設) のエネルギー 使用量の削減割合(基準値 に対し毎年▲1%)	基準値 17,425k1 <small>H24～H26 のエネルギー使 用量がいずれも 15k1 以上 ある施設の 3 か年平均値</small> 目標値 16,902k1 対基準値比 ▲3%	14,535k1 ・基準値比 ▲16.6% ・目標値比 ▲14.0%	達成
②温室効果ガス排出量(実績 把握は翌年度であるため、 平成 28 年度実績)	69.4 千 t-CO2	68.4 千 t-CO2	達成
③ノーカーデー(月 2 回以 上)実施職員の割合 (目標達成者数(対象者及び協力者 の目標達成者数計)/対象者数)	100.0%	112.8%	達成
④グリーン購入不適合品目 数	0 品目	1 品目	未達成
2 再生可能エネルギーの導入			
①風力発電施設 4 基による 発電量	1,673,000 kWh/年以上	1,158,299 kWh/年	未達成
②消化ガス発電	1,095,000 kWh/年以上	1,439,779kWh/年	達成
3 地産地消の推進			
①学校給食において使用量 の多い青果物 5 品目の地 場産(上越市産)使用割合	年度末まで に 11.0%	11.6%	達成
②地産地消の推進店の認定 数	年度末まで に 150 店	156 店	達成
2 自然環境			
1 生物多様性の保全			
①自然環境保全条例に基づ く保全地域指定か所数	1 か所	1 か所を指定 (三和区：よしだの谷内)	達成

環境目標の項目	目標値	取組結果	達成状況
3 生活環境			
1 水質保全・排水処理対策の推進			
①汚水衛生処理率	83.4%	84.1%	達成
2 ごみの適正処理の推進			
①市内の家庭系及び事業系ごみの排出量	68,000t	66,627t	達成
3 環境美化の推進			
①全市クリーン活動への参加者数	60,000人	61,366人	達成
4 環境学習			
1 環境学習の推進			
①環境学習講座の参加者数 (環境保全課)	5,600人	6,265人	達成
②環境学習講座の参加者数 (生活環境課)	450人	958人	達成
③環境学習講座の参加者数 (農林水産整備課)	5,775人	6,184人	達成
④環境学習講座の参加者数 (社会教育課)	298人	310人	達成
⑤環境学習講座の参加者数 (水族博物館)	-	-	-

2 未達成項目の状況

未達成項目	理由	是正内容と今後の見通し
<p>【1-1-④】 グリーン購入不適合品目数 (生活排水対策課)</p>	<p>ラベルシートを購入する際に、グリーン購入適合の有無を確認しなかったため。</p>	<p>不適合品の在庫ラベルに「再購入時に本商品を購入せずグリーン購入適合品目を購入する」等のメモを入れ再発を防ぐとともに、事務用消耗品を購入する際はグリーン購入適合商品をカタログやインターネットで必ず確認し、再発を防止する。</p>
<p>【1-2-①】 風力発電施設4基による発電量 (環境保全課)</p>	<p>落雷で停止中のうみてらす名立風力発電施設は平成30年3月下旬に復旧したものの、ほとんど稼働しなかったほか、平成29年12月から1号機が落雷で、2月から2号機が経年劣化で、3号機が落雷で停止したため。</p>	<p>(各施設の6月現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設(1号機) 耐用年数を迎えたことにより平成30年3月30日に運用停止。 ・風力発電施設(2号機) 経年劣化による故障で平成30年2月から停止中。復旧には多額の費用がかかるため、見通しが立っていない。 ・風力発電施設(3号機) 平成30年4月中旬に復旧し、稼働中。 ・うみてらす名立風力発電施設 落雷による故障で平成30年4月下旬から停止中。復旧のための部品製造に時間を要している。 <p>平成30年度は1号機を除く3基分の目標としているが、2号機は復旧の見通しが立っていないため、年度目標の達成は厳しい状況にある。</p>

平成 29 年度法規制監視測定結果

1 法規制監視測定件数

平成 29 年度における法規制監視測定結果は、測定数 2,097 件のうち、適合 2,096 件、法基準値不適合 0 件、自主基準値不適合 1 件

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (葉師山埋立地 ほか)	4	42	42	0	0
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (第 1 クリーンセンターほか)	10	92	92	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (第 1 クリーンセンターほか)	15	17	17	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、 雁木通りプラザほか)	68	69	69	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	34	32	32	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落 排水処理施設ほか)	56	616	615	0	1
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、 八千浦交流館はまぐみ)	2	18	18	0	0
フロン排出抑制法	第 1 種特定製品	エアコン等	283	1,125	1,125	0	0
計			481	2,097	2,096	0	1

2 未達成項目及び理由等

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
水質汚濁防止法	吉川地区 農業集落 排水処理 施設	6	<p>水質検査を実施したところ、BOD（生物化学的酸素要求量）が、自主基準値を超過 【自主基準値】 20mg/L 【測定値】 28mg/L</p> <p>原因 未硝化排水が BOD₅ 検査期間の 5 日間に硝化が進み、N-BOD 値が上昇したことによると思われる。</p>	<p>是正措置 pH, SS, 水温, 流入水量など N-BOD に影響を及ぼす数値を的確にモニターし、各種運転時間の設定を行った結果、改善した。 ・再度、BOD 高値が測定された場合は、硝化性微生物の活動を抑制する BOD_{atu} を測定し、再度是正措置を講じる。</p> <p>再発防止策 生活排水対策課及び柿崎区総合事務所、維持管理業者と BOD 上昇について、情報共有するとともに現地での運転を再点検する。</p>

平成 29 年度 内部環境監査について

上越市環境マネジメントシステム (JMS) の内部環境監査は、平成 26～28 年度で、全ての課等及び部門を 1 巡したため、今年度は過去 3 ヶ年に重大な不適合が指摘された課等を対象に、その改善状況を確認するために実施した。

併せて、環境改善活動が計画どおり実施されているか、法的要求事項が遵守されているか等について確認を行った。

なお、部門の監査については、過去 3 ヶ年に重大な不適合がなかったことから実施しなかった。

1 対象課

平成 26～28 年度の内部環境監査において重大な不適合が指摘された 8 課等

2 実施期間

平成 30 年 1 月 29 日 (月) ～2 月 2 日 (金)

3 評価基準

◆重大な不適合

- システムが構築・運用できていない (環境推進員への報告及び決裁が行われていない)。
- 前回監査の指摘事項に対し、適切な是正処置が講じられていない。
- 法的要求事項登録票への登録及び進捗管理が行われていない。
- 法基準値又は自主基準値が未達成にもかかわらず、是正処置報告書が作成されず、事務局へも未報告である。
- 環境目的目標が 2 期連続未達成にもかかわらず、是正処置報告書が作成されず、事務局へも報告である。

◆軽微な不適合

- 法的要求事項の登録漏れがある (法令は遵守しているが、法的要求事項の未登録)。
- 法的要求事項の手順書に不備がある。
- 法的要求事項の自主基準値が設定されていない。
- エネルギー消費量について、四半期ごとに環境推進員への報告及び決裁が行われていない。

◆観察

- 文書管理に不備がある (最新の状態がわかるようにつづられていない。新年度と旧年度のものが混在して綴られている)。
- 日常研修及び教育訓練の実施時期の検討 (適切な実施時期となっていない)。
- 手順書に不備がある (手順書が更新されていない)。

◆助言

- 環境方針や JMS 環境改善活動の三つのテーマが掲示されていない。
- 自主基準値設定根拠が明確化されていない。

4 結果

重大な不適合 1 課、軽微な不適合 5 課等、観察 6 課等、助言 1 課

※詳細は別紙のとおり

No.	部門名	課等名	重大な不適合	軽微な不適合	観察	助言
1	総務管理部門	総務管理課	○	○	○	-
2	総務管理部門	秘書課	-	-	○	-
3	自治・市民環境部門	大島区総合事務所	-	○	○	-
4	自治・市民環境部門	大湊区総合事務所	-	-	-	-
5	都市整備部門	都市整備課	-	○	-	-
6	教育委員会	学校教育課	-	○	○	-
7	教育委員会	文化行政課（総合博物館・小林古径記念美術館）	-	○	○	-
8	ガス水道局	施設整備課（浄水センター）	-	-	○	○
合計			1	5	6	1

5 確認監査

重大な不適合及び軽微な不適合があった 5 課等に対して是正を指示し、提出された是正処置報告書の内容どおり是正されているか、書類の確認及び環境推進員または JMS 庶務担当者から聞き取りを行い、平成 30 年 3 月 7 日から 3 月 9 日の間に、確認監査を実施し、すべて是正されていることを確認した。

平成30年度環境目的・目標登録及び実施計画

別紙4

分野	主要施策	No.	環境目的 (H27-30年度)	所管部門	所管課等名	単位	環境目標				H30年度環境目標実施計画				主な実行手段	
							平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	6月	9月	12月	3月		
地球環境	省エネルギーの推進	1-1-①	平成24年度から26年度のエネルギー消費実績（原油換算量）がいずれも15kl以上の施設で使用するエネルギー使用量を3か年平均した値を基準として毎年1%以上削減する。	自治・市民環境	環境保全課	kl	17,300	17,077	16,902	15,228 16,728	-	6,701 7,460	-	15,228 16,728 (下半期分8,527 9,268)	・省エネルギーの推進 ・手順書による運転管理 ・施設や設備等の省エネルギー化の検討・実施	
		1-1-②	市役所の事務事業に由来する温室効果ガス排出量を、平成30年度までにCO ₂ 換算値で66.9千t-CO ₂ とする。（地球温暖化対策実行計画では、H34までに排出量を61.9千t-CO ₂ とする）	自治・市民環境	環境保全課	千t-CO ₂	70.7	69.4	68.2	66.9	-	-	68.2	-	・省エネルギーの推進 ・施設や設備、車両等の効率的運用 ※実績の把握は、年に1回翌年8月以降となる	
		1-1-③	ノーカーデー（月2回以上）を実施する職員の割合を平成30年度まで100%を維持し、平成30年度から、取組によるCO ₂ 削減目標60t-CO ₂ を追加する。	自治・市民環境	環境保全課	% t-CO ₂	100.0	100.0	100.0	100.0 60t-CO ₂	100.0	100.0	100.0	100.0	60t-CO ₂ 以上	・近距離通勤者のマイカー自粛の周知 ・相乗りや公共交通機関利用の促進 ・ノーカーデーの推進 ・対象者は、月2回のノーカーデーを確実に実施 ・協力者は、積極的にノーカーデーに取り組む。
		1-1-④	事務用品等におけるグリーン購入不適合品目を0とする。	自治・市民環境	環境保全課	品目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・基本方針や調達方針の策定及び周知の徹底 ・方針に基づくグリーン購入の実施
	再生可能エネルギーの導入	1-2-①	風力発電施設4基による発電量を1,673,000kWh/年以上にする。	自治・市民環境	環境保全課	kWh	1,673,000	1,673,000	1,673,000	1,090,000	230,000	330,000 (100,000)	680,000 (350,000)	1,090,000 (410,000)	・風力発電施設の稼働日数の増加 ・故障等の対応の迅速化	
		1-2-②	消化ガス発電設備8台による発電量を1,095,000kWh/年以上にする。	都市整備	生活排水対策課	kWh	-	-	1,095,000	1,248,000	312,000	624,000 (312,000)	936,000 (312,000)	1,248,000 (312,000)	・汚泥消化タンクを適切に運用し、安定して消化ガスを発生させる。 ・発電機の保守を適切に行う。	
	地産地消の推進	1-3-①	学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越市産）使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	教育	教育総務課	%	9	10	11	12	期別目標なし	12	期別目標なし	12	・学校給食の青果物納入業者へ地場産（上越市産）品目を積極的に仕入れ、納品するよう要請する。 ・地場産野菜の必要量と生産状況について関係団体と情報共有し、使用の拡大につなげる。	
		1-3-②	地産地消推進店の認定数を平成30年度までに150店にする。	農林水産	農村振興課	店	140	150	150	160	期別目標なし	期別目標なし	期別目標なし	160	・認定事業の周知とともに、ガイドブックの発行やのぼり旗などの啓発資材の交付などにより、認定店のメリットを強調し、加入促進を図る。	
	自然環境	生物多様性	2-1-①	自然環境保全条例による保全地域を平成30年度までに新たに2か所以上指定する	自治・市民環境	環境保全課	か所	1	0	1	0	-	候補地域において自然観察ツアーを開催する。	-	利害関係者に指定に向けた事前相談を行う。	自然環境保全条例による保全地域を平成30年度までに新たに2か所以上指定する

平成30年度環境目的・目標登録及び実施計画

別紙4

分野	主要施策	No.	環境目的 (H27-30年度)	所管部門	所管課等名	単位	環境目標				H30年度環境目標実施計画				主な実行手段
							平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	6月	9月	12月	3月	
生活環境	処水質対策全の・推進水	3-1-①	汚水衛生処理率を平成30年度までに84.6%とする。	都市整備	生活排水対策課	%	81.5	82.0	83.4	84.6 84.2	84.2	84.3	84.4	84.6 84.2	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備促進 公共下水道、農業集落排水の接続率の向上 合併処理浄化槽の設置促進 市民への周知
	処ごみの推進	3-2-①	市内の家庭系及び事業系ごみの排出量を平成30年度までに67,500t/年以内に抑える。	自治・市民環境	生活環境課	t	68,800	68,600	68,000	67,500 (家庭系46,600) (事業系20,900)	期別目標なし	期別目標なし	期別目標なし	家庭系 46,600	<ul style="list-style-type: none"> 環境イベントを通じた3Rやごみ減量の啓発の実施 町内会等への出前講座の実施
											期別目標なし	期別目標なし	期別目標なし	事業系 20,900	<ul style="list-style-type: none"> 許可業者に対する焼却施設での展開検査の継続実施 排出事業者へごみ減量と適正処理の啓発
環境の推進	3-3-①	全市クリーン活動への参加者数60,000人以上を維持する。	自治・市民環境	生活環境課	人	60,000	60,000	60,000	60,000	22,000	42,000 (20,000)	58,000 (16,000)	60,000 (2,000)	<ul style="list-style-type: none"> 町内会との連携による市民への周知 	
環境学習の推進		4-1-①	環境に関する講座の参加者数を平成30年度までに累計で17,700人以上にする。 ※環境目標のカッコ内の数字は単年度の目標値	自治・市民環境	環境保全課	人	3,000	6,500 (3,500)	12,000 (5,600)	17,700 (5,600)	1250	3,080 (1,830)	5,030 (1,950)	5,600 (570)	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体等への活動支援及び連携強化 各種環境講座の開設、機関紙の発行
		4-1-②	環境に関する講座等の参加者数を平成30年度までに累計で4,100人以上にする。 ※環境目標のカッコ内の数字は単年度の目標値	自治・市民環境	生活環境課	人	1,200	2,400 (1,200)	2,850 (450)	4,100 (1,250)	0	470 (クリーン 300) (汚泥 170)	1,250 (780) (クリーン 500) (汚泥 280)	1,250 (0)	<ul style="list-style-type: none"> 市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施
		4-1-③	環境に関する講座の参加者数を5,820人以上にする。 ※環境目標は累計ではなく単年度ごとに設定 ※カッコ内の数字は期別数値	農林水産	農林水産整備課	人	5,695	5,735	5,775	5,820	1960	4,140 (2,180)	5,820 (1,680)	5,820 (0)	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
		4-1-④	社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を平成30年度までに累計で1,025人以上にする。(当初は、1年あたり参加延べ人数180人/年を予定していたが、年度ごとに対象講座の見直しを行うため、目標値も変更となる。ただし、当初目標の180人を下回らないこと) ※環境目標のカッコ内の数字は単年度の目標値	教育	社会教育課	人	180	405 (225)	703 (298)	1,025 (322)	73	249 (176)	278 (29)	322 (44)	<ul style="list-style-type: none"> 市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施
		4-1-⑤	水族博物館での環境に関する講座の参加者数を1,172人以上にする。 ※環境目標は累計ではなく単年度ごとに設定	教育	新水族博物館整備課	人	1,172	1,172	-	-	-	-	-	-	-

1 主旨

現行の上越市環境マネジメントシステム（JMS）計画期間が、平成 27 年度から 30 年度であることから、平成 31 年度からのシステムのあり方について、平成 29 年度から検証を進め、平成 30 年内に次期 JMS の方向性を定める。

2 課題及び検討事項

- JMS の運用について、今後整理が必要な課題と課題に対する検討事項を事務局で整理した。
- EMS 部会員からご意見やご提案をいただきながら、方向性を定める。

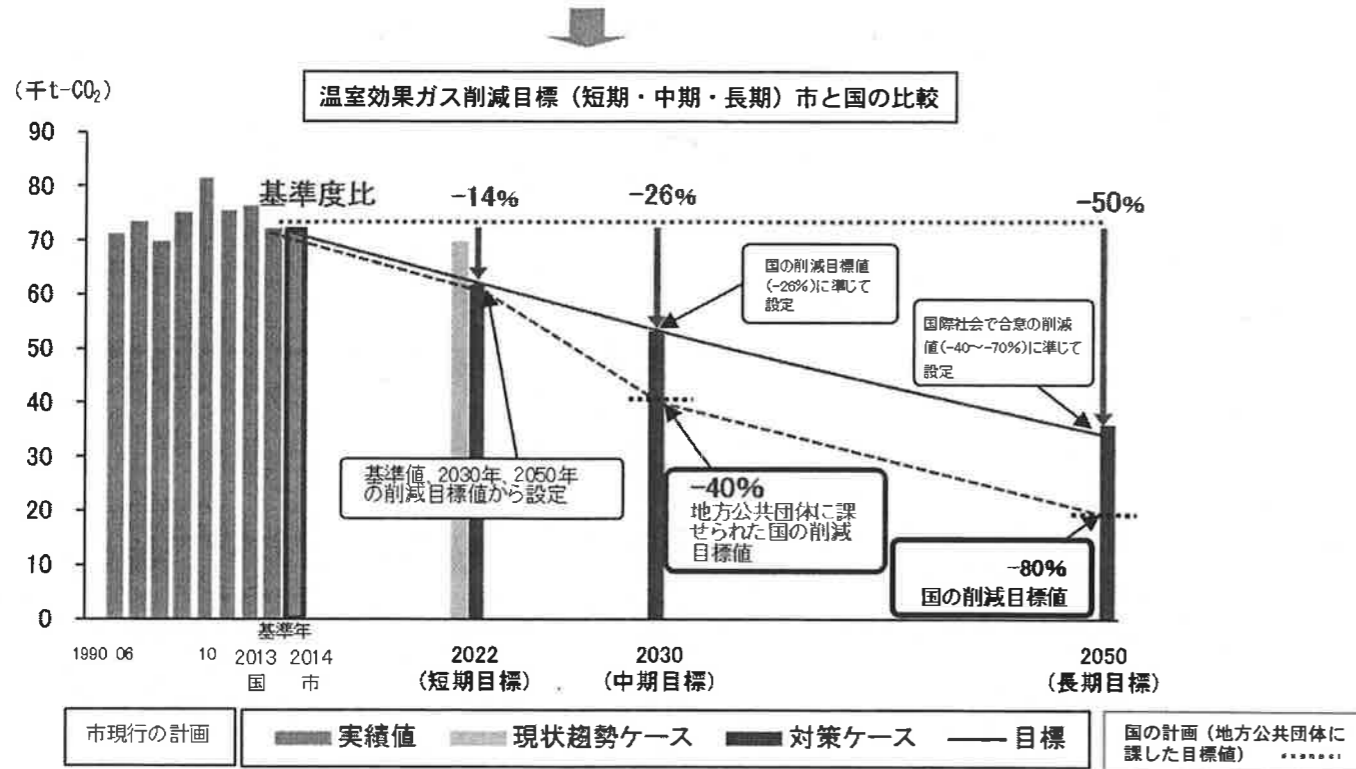
項目	課題	検討事項
1	<p>現在、第 3 次環境基本計画（H27-34 年度）や地球温暖化対策実行計画（H28-34 年度）等に基づく取り組みの進捗管理にも、JMS のノウハウが浸透してきた。</p> <p>その結果、目的・目標の管理が重複しているものがある。</p>	JMS と個別計画との目的・目標の管理のあり方について検討。
2	<p>毎月、施設管理課から事務局に、エネルギー使用量の報告がある。</p> <p>報告時のやり取りから、使用量を環境保全課に報告すること自体が JMS 業務となっている傾向がうかがわれる。</p>	省エネのための検討（施設の利用方法や設備更新の必要性など）が行われ、実効性のある取組を行っているかについて、内部監査等の活用により、改善できないか検討。
3	<p>JMS 機能の適切な運営</p> <p>①「目標管理」…毎回目標達成するなど、すでに十分に取り組みができているものについて、JMS で推進する必要性の有無。</p> <p>②「法令遵守」…法令遵守は環境業務だけに限ったことではないことから、JMS で管理する必要の有無。</p> <p>③「内部監査」…書類管理や事務処理の適正を確認する内容が多くを占め、監査が形骸化していないか。</p>	<p>①「目標管理」の設定や目標値の見直しについて検討。</p> <p>②事務局で集中管理する必要性や管理する法令の範囲について検討。</p> <p>③PDCA サイクルの徹底や問題解決につながる取組のチェック体制及び手法について検討。</p>
4	<p>JMS 推進体制について</p> <p>部門長が集まる環境管理委員会を 4 回開催し、進捗確認や是正状況の報告を行っているが、事務局として有効活用できていない。</p>	環境管理委員会及び JMS の推進体制のあり方について検討。

温室効果ガス削減取組の強化について

1 温室効果ガス削減の取組

(1) 国の動向

平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策計画を平成 28 年 5 月に閣議決定し、国の温室効果ガス削減目標を 2030（平成 42）年度までに 2013（平成 25）年度比で 26%削減、うち地方公共団体を含む「業務その他部門」の温室効果ガス約 40%減と掲げた。

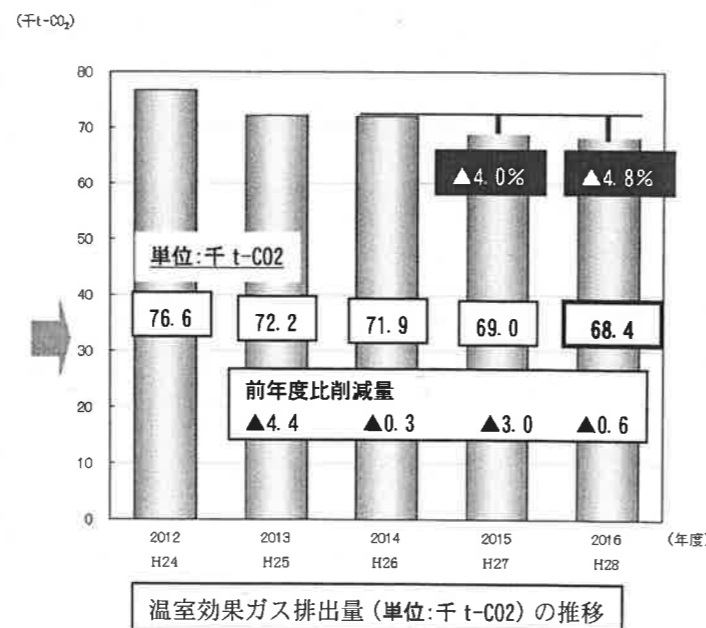


(2) 市の状況

平成 27 年度（平成 28 年 3 月）に上越市地球温暖化対策実行計画（計画期間 H28 - H34 年度）を策定し、市は一事業者としての地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減目標を、平成 34 年度までに、平成 26 年度比で 14%削減（71.9 千 t-CO₂→61.8 千 t-CO₂）、2030（平成 42）年度までに 26%減（53.2 千 t-CO₂）とし、国や県の法令や計画と連携しながら推進している。

これまで、エネルギー報告を受けている公共施設 941 施設と公用車等における温室効果ガスの削減を JMS で目標管理し、平成 28 年度は、平成 26 年度比で 4.8%を削減。

今後、国が示した 40%削減を図るためには、さらなる取組の強化が必要。



2 今後の取組について

市が一事業者として平成 28 年度に排出した温室効果ガスは、68.4 千 t-CO₂/年である。

そのうち公共施設 941 施設からの排出が 55.2 千 t-CO₂/年で 80%を占めることから、公共施設の温室効果ガス削減対策が有効である。

なお、これまで実施してきた ESCO 事業の削減効果は、約▲1.0 千 t-CO₂/年程度にとどまっている。

施設所管	公共施設	CO2排出量 (千t-CO ₂)	エネルギーの種類							その他【温室効果ガス排出量:13.2千t-CO ₂ /年】		
			重油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)	LPガス(m ³)	電気(kWh)	都市ガス(m ³)	灯油(L)	公用車使用 (千t-CO ₂)	一般廃棄物焼却 (千t-CO ₂)	下水等処理 (千t-CO ₂)
市長部局	505	37.4	621,688	25,528	125,370	98,646	47,176,204	1,730,487	1,240,540			
教育委員会	228	13.2	176,000	8,648	2,618	62,761	14,451,234	1,149,120	497,796			
ガス水道局	208	4.6	6,000	0	0	348	7,569,153	39,262	648	1.1	9.8	2.3
合計	941	(A) 55.2	803,688	34,175	127,988	161,755	69,196,591	2,918,869	1,738,984			(B) 13.2
温室効果ガス排出量合計 (A) + (B)										68.4千t-CO ₂ /年		

2030（平成 42）年度までに国が示した 40%削減を図るため、「公共施設をターゲットとした取組を強化」するとともに、「部門ごとの取組を拡充」する。

《公共施設をターゲットとした取組の強化》

- 公共施設における温室効果ガスの削減に効果的かつ計画的な設備更新や修繕等の促進と省エネへの取組の強化
- 平成 30 年度に、環境省の補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）を活用し、公共施設の効果的な設備更新等のモデル計画を作成。平成 31、32 年度で実践。

平成 30 年度

- ・ 温室効果ガス削減を図るための公共施設の省エネ調査
- ・ 設備改修の実施による効果を検証し、高い効果が見込まれる施設を選定
- ・ そのうち 3 施設程度について、温室効果ガス削減のための設備更新計画等を作成

平成 31、32 年度以降

- ・ 計画に基づく設備更新等の実践
- ・ 実践を踏まえた公共施設の省エネ効果手法のノウハウの共有化
- ・ 各施設の設備更新等に活用

《部門ごとの取組の拡充》

- これまでの取組を検証し、温室効果ガスの削減に資するさらなる取組を実行部門ごとに設定し実践。

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

平成30年度予算(案)
3,270百万円(3,200百万円)

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編」(以下「事務事業編」という。)を策定しPDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

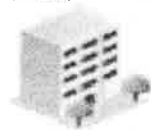
1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・ 事務事業編の策定・改定
 - ・ 事務事業編に基づく取組の強化・拡充(省エネ診断等)
 - ・ 取組実行体制の整備(例:首長をトップとした本部設置)
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。

事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、公共施設(庁舎等)への省エネ設備等導入を補助。



導入



空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

公共施設(庁舎等)の新築・改築時に省エネ設備等を導入

3. 地域におけるLED照明導入促進事業

(平成29年度からの継続事業に限る)

人口25万人未満の地方公共団体の地域を対象に、LED化が進んでいない道路灯を含む地域内の街路灯をLED照明に更新するため、リース方式の活用によりLED照明を導入する取付け工事費用を支援する。

カーボン・マネジメントのイメージ

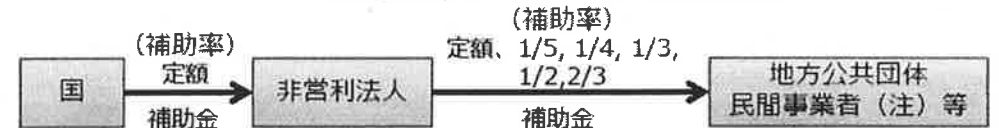


※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

- 左記1事業:平成28年度～平成30年度
- 左記2事業:平成28年度～平成32年度
- 左記3事業:平成28年度～平成30年度



1. 補助対象:地方公共団体等
補助割合:都道府県・政令市:1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合:定額(いずれも上限額1,000万円)
2. 補助対象:地方公共団体等
補助割合:都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等):1/3、地方公共団体の組合:1/2、その他市区町村:財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3
事業期間:公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能
3. 補助対象:民間企業等
補助割合:LED照明を導入する地方公共団体の規模等に応じる。
人口15万人以上25万人未満:1/5(上限:1,200万円)
人口5万人以上15万人未満:1/4(上限:1,500万円)
人口5万人未満、又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.3未満:1/3(上限:2,000万円)

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。

環境関連主要事業（平成 29 年度実績及び平成 30 年度実施計画） について

1 上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



2 環境施策の展開

本計画では、4つの環境分野の望ましい環境像の実現のため、指標・目標値を設定して、達成状況を図っています。

指標・目標値

分野	望ましい環境像	指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	平成29年度 実績	目標値 (平成34年度)	備考
生活環境	快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す	公害苦情件数	件/年	32	36	30以下	計画期間内の平均
		事業所の騒音・振動規制基準達成率	%	98	99	99	
		事業所の排水基準達成率	%	93	94	95	
		市民1人当たりのごみ排出量(1日当たり)	g	949	940	944	
		家庭ごみの資源化率	%	48.1	44.4	50.0	
		汚水衛生処理率(生活排水処理が適切に処理されている人口割合)	%	80.2	84.1	85.0	
		全市クリーン活動参加者数	人/年	58,182	61,366	62,000	
自然環境	自然と共生した社会を目指す	自然環境保全地域の指定	地域	4	6	8	
		大型野生動物による人身被害の発生件数	件/年	0	0	0	
		イノシシによる水稲の被害面積	ha/年	3.0	24.9	2.4	
		開発事業者等の届出義務違反の件数	件/年	0	0	0	
		高田公園の桜の健全化(植替え、樹勢回復手当)	—	桜の老朽化が目立つ状態(平成26年度)	中心エリア(第一期計画)の5/5完了	再調査に基づいて桜の健全化を計画的に実施	
地球環境	低炭素社会を目指す	市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	kW	3,630 (平成26年7月推計値)	9月頃公表予定	5,790	資源エネルギー庁「なっとく!再生可能エネルギー」ホームページより
		世帯当たりの年間電力消費量	kWh/年	6,024	5,710	6,024以下	平成27年度値(24.25.26.27の平均値)
		市内の温室効果ガスの排出について	千t/CO2	2,455	9月頃公表予定	2,120	H27年度に予定した地球温暖化対策実行計画により目標値を設定
環境学習	豊かな環境を継承する社会を目指す	環境に関する学習・啓発事業への参加者数	人	3,300 (平成26年度単年度値)	6,265 (平成29年度単年度値) 18,007 (平成27年度-平成29年度累計)	28,000 (8年間の累計)	平成34年度までに累計を28,000人とする
		生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合	%	63.6	—	70.0	アンケートにより算出

上記以外の上越市環境に関する平成29年度の実績については、「平成30年度版 上越市の環境」として、別途取りまとめて公表予定です。

3 環境関連主要事業

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：大気汚染の防止

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込)	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	異状時に備え、環境対策係員が交代で観測記録を定時確認（1日2回）する。 大気汚染発生時の対応策の周知（FM放送：冬～春）	環境対策係及び休日担当職員が、観測記録の定時確認を実施し、大気汚染発生時の対応策等について広報上越に掲載し、意識啓発を実施。 光化学スモッグ：広報上越5/15号 PM2.5：広報上越2/1号 悪臭による相談や苦情に対しては、速やかに現地確認を行い原因を特定するとともに、原因者に対し改善を求めた。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、原因者に改善を求める。	定期監視 異状時に備え、環境対策係及び休日は当番職員が、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 意識啓発 大気汚染発生時の対応策の周知（広報上越への記事掲載）	-

主要施策：騒音・振動、悪臭の防止

環境保全課	騒音・振動対策事業	高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 新幹線騒音について、音源対策工事が開始されたことから、その後の状況を把握するため、市内2地点（県：3地点実施）で測定を実施する。	高速道路騒音の測定（6～7月） 自動車騒音の測定（7～10月） 環境騒音の測定（10月） 新幹線騒音の測定（10月） 測定において基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。（随時）	高速道路騒音の測定（6～8月） 自動車騒音の測定（7～10月） 環境騒音の測定（11月～12月） 新幹線騒音の測定（10月） 測定の結果、新幹線騒音で1か所（向橋）、自動車騒音で1か所（名立）の基準の超過を確認したため、それぞれの施設管理者である鉄道・運輸機構及びJR東日本並びに高田河川国道事務所に改善を求めた。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% 高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 新幹線騒音について、音源対策工事が進められていることから、効果等を把握するため、市内2地点（県：3地点）で測定を実施する。	高速道路騒音の測定（6～7月） 自動車騒音の測定（7～10月） 環境騒音の測定（10月） 新幹線騒音の測定（10月） 測定の結果、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。（随時）	-
-------	-----------	--	---	----	---	--	---	--------------	---	---	----	--	--	---

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

環境保全課	水質汚濁対策事業	河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況を監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況を把握する。 冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況を監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況を把握する。 冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。 事故が多発する傾向にある地域においては個別訪問を実施する。	河川等の水質測定（4～11月） 事業場の排水調査（4～12月） 注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）	各種測定 河川等の水質測定（4～3月） 事業場の排水調査（4～3月） 意識啓発 油事故に対する注意喚起を実施した。 （広報上越：11/15号、FM放送：11月、連続発生2町内会に対し、チラシ配布）	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% 河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況を監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況を把握する。 冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別訪問を実施する。	河川等の水質測定（4～3月） 事業場の排水調査（4～2月） 注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）	-
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	し尿くみ取り手数料の口座振替の推進や、戸別訪問、納付相談等の未納対策に取り組み、収納率を前年度実績以上とする。	第1回納入促進集中期間（7月）呼び出し通知書の送付→個別相談の実施 第2回納入促進集中期間（11月）同上 未納者に対する督促状の送付（毎月）	第1回納入促進集中期間（8月）呼び出し通知書の送付→個別相談の実施 第2回納入促進集中期間（12月）同上 未納者に対する督促状の送付（毎月）	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	し尿くみ取り手数料の口座振替の推進や、戸別訪問、納付相談等の未納対策に取り組み、収納率を前年度実績以上とする。	第1回納入促進集中期間（7月）呼び出し通知書の送付→個別相談の実施 第2回納入促進集中期間（11月）同上 未納者に対する督促状の送付（毎月）	-
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	搬入されるし尿浄化槽汚泥を適正に処理する。 搬入量（見込み） し尿：7,374kℓ 浄化槽汚泥：46,800kℓ 合計：54,174kℓ	同左	搬入量（実績） し尿：6,833kℓ 浄化槽汚泥：46,966kℓ 合計：53,799kℓ	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	搬入されるし尿浄化槽汚泥を適正に処理する。 搬入量（見込み） し尿：6,927kℓ 浄化槽汚泥：46,980kℓ 合計：53,907kℓ	同左	-
生活排水対策課	生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	6	継続	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 また、合併処理浄化槽の設置についても、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	下水道汚水管渠の整備を着実に進める。併せて、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を進める。 汚水衛生処理率83.4%	下水道汚水管渠の整備を着実に進めた。併せて、未接続世帯への戸別訪問を実施した。 （接続率… 公共下水道区域94.8%、農業集落排水区域92.6%） 補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を進めた。 （補助件数…59件） 汚水衛生処理率84.1%	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 また、合併処理浄化槽の設置についても、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	下水道汚水管渠の整備を着実に進める。併せて、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を進める。 汚水衛生処理率84.6% （変更前目標値84.2%）	-

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
環境保全課	地盤沈下対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。 	7	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備新設時の工事確認（通年：100件程度） 地下水位の確認（12月～3月） 揚水設備設置者研修会の開催（11月下旬） 揚水設備設置地点及び沈下動向の分析など（6月～11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備設置工事時の立ち会い（届出内容と設備の照合）（通年：62件） 地盤沈下注意報（警報）発令の目安とするため、地下水位を毎日観測（12月～3月） 揚水設備設置者研修会の参加対象を妙高市にも拡大し開催（11月29日：参加者：235名） 揚水設備設置台帳を地図情報へ反映する手段の検討に着手 広報上越、市ホームページ等で節水呼び掛けのほか、広報車による巡回時には、特に揚水設備を複数設置している事業者において過剰な汲み上げがないよう指導。 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上 県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 地下水節水意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勧奨等（通年：100件程度） 揚水設備設置者研修会を開催（11月下旬）し、節水型降雪感知器の紹介等による節水手法の周知 地盤沈下注意報（警報）発令の目安とするため、地下水位を毎日確認（12月～3月） 広報上越、市ホームページ等を活用した節水手法の紹介等による節水意識の啓発 揚水設備設置地点と地盤沈下の関連性の分析等 	-

主要施策：化学物質等による汚染の防止

環境保全課	放射線量の周知等（予算事業なし）	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報で公表する。 	8	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果を、毎月広報誌に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果を、毎月広報誌に掲載した 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報上越で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量を、毎月広報上越で公表する。 	-
-------	------------------	--	---	----	--	--	--	--------------	---	---	----	--	---	---

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。 	9	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付した。 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付する。 	-
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	10	継続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集運搬業務委託燃やせるごみ収集回数 週3回 燃やせないごみ収集回数 月2回 	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬を適正に実施。 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集運搬業務委託燃やせるごみ収集回数 週3回 燃やせないごみ収集回数 月2回 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	-
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	11	継続	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみ中間処理業務委託燃やせるごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 処理量（見込み）：3,876トン 	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 燃やせないごみ中間処理量（実績）：3,734t 燃やせないごみ破碎処理残渣運搬量（実績）：2,889t 	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入し、適正に処理を実施。 燃やせないごみ中間処理量（実績）：3,734t 燃やせないごみ破碎処理残渣運搬量（実績）：2,889t 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみ中間処理業務委託燃やせるごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 処理量（見込み）：2,651t 残渣運搬量（見込み）：2,114t <p>※なお、H30.4月からのプラスチック類等の分別区分の変更により処理量の減を見込んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	-
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	12	継続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化事業家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ無償配布している指定袋引換券の容量を10リットルから20リットルへ変更し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：4,450人 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売した。 3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布した。 配布人数：4,145人 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化事業家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,969人 	-
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	13	継続	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積施設設置費補助事業町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2（限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み）設置等 66件 修繕 23件 合計 89件 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会からの申請により、ごみ集積施設の新設・修繕等に要する費用の一部を補助した 交付件数（実績）設置等 64件 修繕 13件 合計 77件 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会からの申請により、ごみ集積施設の新設・修繕等に要する費用の一部を補助した 交付件数（実績）設置等 64件 修繕 13件 合計 77件 	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積施設設置費補助事業町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2（限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み）設置等 62件 修繕 23件 合計 85件 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	-

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	・最終処分場維持管理費 三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理を行う（2年計画）。 中郷区一般廃棄物最終処分場の搬入終了に伴い、最終覆土を行う。 最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測井戸の水質検査を行う。	・三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理は8月中旬に着手する。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場の最終覆土を行い、10月に埋立完了届を提出する。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測井戸の水質検査を行う。	・三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理は、8月に着手し、11月末までに約45%を撤去した。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場の最終覆土は完了したが、新たに遮光シートの補修工が必要となり、年度内の完工を目指したが、例年よりも早い降雪のため完了できず、埋立完了届を提出できなかった。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測井戸の水質検査を予定どおり実施し、異常がないことを確認した。	C:計画通り実施しているが未達成	・中郷区一般廃棄物最終処分場については、H30年5月まで遮光シート補修工事を完了させ、覆土整形の後、埋立完了届を提出する。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測井戸の水質検査を行う。	-	継続	同左	-	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	縮小	・燃やせないごみ破砕残渣処理業務委託 家庭から排出される燃やせないごみの中間処理を行った破砕残渣を、市外の再資源化施設で適正に処理する。 処理量（見込み）：160トン ※家庭からの燃やせないごみ破砕処理は、平成29年度から第1・第2クリーンセンターで焼却処理を行うが、新クリーンセンターへの移行時期に発生する焼却不能分を市外の再資源化施設で処理を行うもの	同左	・燃やせないごみ破砕残渣処理業務委託 家庭から排出される燃やせないごみの中間処理を行った破砕残渣を、市外の再資源化施設でセメント原料化処理を行った。 処理量（実績）：120トン	A:計画通りに実施し達成	-	・平成29年10月からは現クリーンセンターで焼却処理により、サーマルリサイクルを行っており、平成29年度をもって事業終了とした。	-	終了	-	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・一般廃棄物最終処分場整備事業 新潟県や公益財団法人新潟県環境保全事業団と情報交換を行う。	・エコパークいずもぎの第3期工事の視察を行う。（4月） ・新潟県や公益財団法人新潟県環境保全事業団と情報交換を行う。（随時）	・エコパークいずもぎの第3期工事の視察を行った。（4/14） ・県との協議など4回実施	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・一般廃棄物最終処分場整備事業 上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県や公益財団法人新潟県環境保全事業団と情報交換を継続する。	同左	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	17	継続	・その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収、処理を行う。 ・事業系廃棄物の減量と適正処理を進めるため、事業系ごみ処理ガイドブックを作成する。	・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。 ・事業系ごみ処理ガイドブックを3月末までに作成し、商工団体等を通じて事業所へ配布する。	・町内会等からの依頼により、現業職員6人によるクリーン活動ごみの回収を実施した。 ・事業系ごみ処理ガイドブック作成し、商工団体等を通じて事業所へ配布した（12月）。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収、処理を行う。 ・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。	-	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（第1・第2クリーンセンター及び新クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	18	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 第1クリーンセンター 7,292トン 第2クリーンセンター 3,264トン 新クリーンセンター 35,867トン 合計 46,423トン	同左	・可燃ごみ処理量 第1クリーンセンター 6,875トン 第2クリーンセンター 3,559トン 上越市クリーンセンター 36,905トン 合計 47,339トン	A:計画通りに実施し達成	-	・全量を適正に処理した。実績については、災害ごみ781t（稲わら）の処理が発生したため、見込を上回る結果となった。	-	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 46,599トン	同左
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	19	継続	・土木建築工事及び機械設備工事等について計画どおりの進捗を図り6月からの試運転を経て、10月から供用開始する。 ・新クリーンセンター生活環境保全協議会を開催し、施設建設時及び運営時における周辺の良好な生活環境を保持する。	・試運転等性能試験を行い外構工事等残工を行う。（6/12試運転、10/1本格稼働） ・生活環境保全協議会を開催する。（6月、10月、2月） ・火入れ式を行う（5/29） ・開所式を行う（10/1）	・火入れ式（5/29）、試運転及び性能試験を予定どおり実施し、10/1に供用を開始するとともに、開所式を行った。 ・生活環境保全協議会を予定どおり開催した。（5/29、10/1、2/24）	A:計画通りに実施し達成	-	-	-	終了	-	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	・資源物収集運搬業務委託 町内会集積所、資源物常時回収 ステーション及びびりサイクル推進 店から資源物を回収し、リサイク ル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務委託 (11社) 業務を行う。	・計画通り、町内会集積所、資源 物常時回収ステーション及びびり サイクル推進店からの資源物の 収集運搬を実施。	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・資源物収集運搬業務委託 町内会集積所、資源物常時回収 ステーション及びびりサイクル推進 店から資源物を回収し、リサイク ル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務委託 (11社) 業務を行う。	-
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・分別収集回収品目中間処理業務 委託 家庭から排出される容器包装や ペットボトル等の資源物の中間処 理を行う。	・中間処理業務(9社)を事業 者へ委託する。	・計画通り、家庭から排出される 容器包装やペットボトル等の資 源物の中間処理業務を実施。	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・分別収集回収品目中間処理業務 委託 家庭から排出される容器包装や ペットボトル等の資源物の中間処 理を行う。	・中間処理業務(9社)を事業 者へ委託する。	-
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・再商品化業務委託 容器包装(プラスチック製・紙 製)や乾電池などの資源物の再商 品化業務を委託し、適正処理を行 う。	・日本容器包装リサイクル協会 や事業者へ再商品化業務を委 託	・計画どおり、日本容器包装協会 などの事業者を通じ、再商品化 業務を実施。	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・再商品化業務委託 容器包装(プラスチック製・紙 製)や乾電池などの資源物の再商 品化業務を委託し、適正処理を行 う。	・日本容器包装リサイクル協会 や事業者へ再商品化業務を委 託	-
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・資源物常時回収ステーション整備 事業 資源物6品目を回収する資源物常 時回収ステーション(市内18か 所)の維持管理(自動消火器の設 置等)、巡回整理、適正利用周知 文の掲示を行う。	同左	・年始以外は毎日、資源物常時回 収ステーションの維持管理及び 巡回整理を行った。 ・資源物の排出量が多いステー ションにて、適正な利用を啓発 する掲示を行った。(1月)	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・資源物常時回収ステーション整備 事業 資源物6品目を回収する資源物常 時回収ステーション(市内18か 所)の維持管理(自動消火器の設 置等)、巡回整理を行う。 掲示物の劣化が激しいステー ションについては、掲示物の入れ 替えを行う。	同左	-
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	24	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板 等を作成し、希望する町内会へ配 布する。	・看板や表示板等の作成、配布 (見込み) 作製数 1,100 (品目表示板、看板、 回収箱) 配布 1,390	・集積所で使用する看板や表示板 等を作成し、希望する町内会へ 配布した。 作製数(実績) 1,100 配布数(実績) 1,508	A:計画通り に実施し達 成	-	・看板や表示板に ついては、単年 度での作成、配 布ではなく、在 庫を持越してし てあるため、作成 数より配布数が 上回る。	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板 等を作成し、希望する町内会へ配 布する。	・看板や表示板等の作成、配布 (見込み) 作製数 700 (品目表示板、看板、 回収箱) 配布 1,440	-
生活環境課	資源物分別 収集事業	・循環型社会の形成に向け、 分別収集した資源物の再資源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業 所に搬入し、バイオガスを発生さ せ汚泥乾燥用の燃料や肥料として リサイクルする。 生ごみ回収量(見込み) 9,442トン	同左	・分別収集した生ごみを民間事業 所に搬入し、バイオガスを発生さ せ汚泥乾燥用の燃料や肥料とし てリサイクルした。 ・生ごみ回収量(実績) 8,548トン	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業 所に搬入し、バイオガスを発生さ せ汚泥乾燥用の燃料や肥料として リサイクルする。 生ごみ回収量(見込み) 9,100トン	同左	-

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活 動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、良好 な生活環境の保全と衛生環 境を確保する。	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定 し、全町内会に参加を呼びかけ、 空き缶や散乱ごみなどの回収・清 掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	同左	・春、夏、秋に一斉清掃月を設定 し、全町内会に参加を呼びかけ、 空き缶や散乱ごみなどの回 収・清掃活動を実施した。 ・参加人数(実績) 61,366人	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定 し、全町内会に参加を呼びかけ、 空き缶や散乱ごみなどの回収・清 掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	同左	-
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活 動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、良好 な生活環境の保全と衛生環 境を確保する。	27	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土 砂を収集運搬する。	・実施内容(見込み) 対象町内会 172町内 収集量 450トン	・町内会が清掃した市道側溝の土 砂を委託業者を通じ収集運搬し た。 対象町内会 172町内 収集量 192トン	B:見直し・ 改善の必要 があるが達 成	・降雪により収集 した土砂の一部 を最終処分場へ 搬出できなかった ことから次年度 に搬出する。	・搬出先との協定 により、平成30 年度は平成29年 度よりも160トン 少ない収集量と なる。	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土 砂を収集運搬する。	・実施内容(見込み) 対象町内会 172町内 収集量 290トン	-
生活環境課	生活環境保 全美化対策 事業	・町内会等と連携した美化活 動や衛生活動のほか、環境 パトロール等により、良好 な生活環境の保全と衛生環 境を確保する。	28	継続	・環境パトロール事業 不法投棄の監視及び野焼きへの 指導を行う。 不法投棄物やポイ捨てごみの早 期発見・早期対応を行い、投棄者 が特定できる場合は、警察等と連 携して対処する。 ごみ集積所や常時回収ステー ションの巡回、排出物の整理・指 導を行うとともに、市民に適正排 出を促す。	同左	・市民からの通報等により、不法 投棄の監視及び野焼きへの指導 を行った。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早 期発見・早期対応を行い、投棄者 が特定できた場合は、関係者 への連絡や文書の送付等を行 い、不法投棄防止を啓発した。 ・ごみ集積所や常時回収ステー ションの巡回、排出物の整理・指 導を行った。	A:計画通り に実施し達 成	-	-	継続	・環境パトロール事業 不法投棄の監視及び野焼きへの 指導を行う。 不法投棄物やポイ捨てごみの早 期発見・早期対応を行い、投棄者 が特定できる場合は、警察等と連 携して対処する。 ごみ集積所や常時回収ステー ションの巡回、排出物の整理・指 導を行うとともに、市民に適正排 出を促す。	同左	-

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：環境美化の推進

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込)	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	29	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 61人 支援世帯数 73世帯	・ごみ分別やごみ出しが困難な世帯からの申請に基づき、町内会等と連携してごみヘルパーによる支援を行った。 実績 ごみヘルパー委嘱人数 52人 支援世帯数 62世帯	B:見直し・改善の必要があるが達成	・平成30年度から福祉部門との間で、より緊密な連携を図り、マッチングを行う。	・平成29年度においては、新規申請を12件受け付けし、支援を行ったが、同時に施設入所や死亡等により利用を停止するケースもあるため、見込みを下回ったもの。	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 63人 支援世帯数 73世帯	・平成30年4月～福祉部門と連携し、マッチング業務を行うこととした。

主要施策：景観形成の推進

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	Action 平成30年4月現在
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特色を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	30	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、セミナーの開催や景観情報紙の発行等により、景観に対する市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（毎月1回） ・届出制度の運用（随時） ・行政職員を対象に景観セミナーの実施 ・景観情報紙の発行 ・景観形成等の計画策定に向けた景観まちづくりの取り組みの支援	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施 ・届出制度による届出（99件） ・景観セミナーの実施（市民対象、行政職員・事業者対象の2回） ・景観情報紙の発行（テーマ：景観とまちづくり（高田編）） ・景観まちづくりの取り組みの支援（計画策定、のれんづくり、フリーペーパーづくり、高校生との連携等ワークショップ）	A:計画通りに実施し達成			継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、セミナーの開催や景観情報紙の発行等により、景観に対する市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（毎月1回） ・届出制度の運用（随時） ・景観セミナーの実施 ・景観情報紙の発行 ・景観まちづくりの取り組みの支援	

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	Action 平成30年4月現在
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	31	継続	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定するため利害関係者との協議等を進めるとともに、市レッドデータブック掲載種のうち捕獲採取などで絶滅の危機が特に懸念される種を保護保全するため、保護野生動物の指定を検討する。 ・自然環境保全地域の適切な管理等を進めるため、指定地域内において保全活動を行う市民団体の支援を行う。	・自然環境保全地域等の指定指定に向けた現地調査（6月）、利害関係者との協議等（6～11月）、指定案の縦覧及び意見受付（11月頃） ・市民団体等の支援 対象団体との意見交換等（4～6月）、認定審査（7～8月）、認定及び支援（9月～） ・意識啓発 自然観察ツアーの開催（4回）、保全地域の周知（広報紙ヘシリーズ掲載）	・自然環境保全地域等の指定指定に向けた現地調査（6月）利害関係者との協議等（6～11月） 指定案の縦覧（2/20～3/5）及び意見受付（3/6～3/12） 地域指定の告示（3/29） 保護野生動物の指定について、自然環境保全推進委員会と協議し、慎重に行う必要があることから、保全地域の指定にあわせて、地域内の自然環境の保全・周知を行うこととした。 ・市民団体等の支援 対象団体との意見交換等 認定基準の考え方を自然環境保全推進委員会で検討（9/7） ・意識啓発 自然観察ツアーの実施 （計画4回のうち実施3回、雨天中止1回） 保全地域の周知（広報紙ヘシリーズ掲載：6/1号、8/1号、10/1号）	A:計画通りに実施し達成			継続	・平成31年度に7か所目の自然環境保全地域を指定することを目指す。取組を進める。 ・自然環境保全地域の適切な管理等を進めるため、指定地域内において保全活動を行う市民団体の取組を、市民活動計画として指定する。 ・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について、検討する。 ・自然環境保全地域の指定に向けて、平成31年度の指定候補地域の自然環境を地域住民及び土地所有者などに周知するとともに、指定に向けた事前説明を実施する。 ・自然環境保全地域で、地域の団体等が行う保全活動の計画を認定し、市民に広く周知するほか、活動に必要な支援を行う。 ・意識啓発として、自然観察ツアーの開催（4回）や保全地域の周知（市ホームページへの掲載）を行う。		
環境保全課	鳥獣保護管理事業	・野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 ・人身被害防止のため、大型鳥獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。	32	拡充	・野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 ・人身被害防止のため、大型鳥獣に出会わないための方法や、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。また住居地域への出没予防に向け、出没地点の変化など情報の整理を進める。	・被害防止体制の充実 特別捕獲員の任命（67人）と出動（通年） 出没時における非常用具の整備（5～6月） ・被害防止の注意喚起 出没時期前（広報紙等：4.10月） 出没時（安全メール、情報提供等：随時） ・出没予防対策の検討 出没地点の変化や多発地点等の研究（5～9月） 出没多発年に備えた対応検討（9～12月）	・被害防止体制の充実 適切に有害鳥獣捕獲許可の交付 特別捕獲員の任命と出動（通年） 出没時に使用する非常用具（自動放出網及びクマ撃退スプレー）の整備 大型鳥獣が出没した際は、関係機関や猟友会支部等と連携し、人身被害防止の取組 ・被害防止の注意喚起 出没時期前（広報紙ヘ掲載：5/1号、9/1号、上越タイムス6/9） 出没時（安全メール、情報提供等：随時） ・出没予防対策の検討 出没地点の変化や多発地点等の研究 出没抑制策を実施するモデル地区を2か所選定し、実施に要する経費をH30年度予算化（9～12月）	A:計画通りに実施し達成		・人身被害防止のため、これまでの対処法的な対応から、出没を抑制するためのモデル事業に取り組む。	拡充	○出没抑制対策の実施 ・金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出没抑制対策の実施及び学習会の開催 ○被害防止体制の充実 ・適切に有害鳥獣捕獲許可の交付 ・特別捕獲員の任命と出動（通年） ・出没時における非常用具の整備（5～6月） ・大型鳥獣が出没した際は、関係機関や猟友会支部等と連携し、人身被害防止の取組 ○被害防止の注意喚起 ・出没時期前（広報紙上越等：5月、10月） ・出没時（安全メール、情報提供等：随時）		

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
環境保全課	環境政策総務事業	開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。	33	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議開催	・該当案件はなく、会議は未実施。	-	-	-	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議開催	-

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	34	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア 散策道整備とバスサービスの充実 ・管理棟内設備と木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	ア 散策道整備とバスサービスの充実 ・管理棟内設備と木工作体験の充実 （27回実施・143名参加） ・季節に応じた市民の森観察会の実施 （6回実施・156名参加）	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア 散策道整備とバスサービスの充実 ・管理棟内設備と木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	-
農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	35	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、教育・研修活動、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：8団体 活動予定面積：31.6ha	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動組織：8団体 活動面積：31.6ha	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、教育・研修活動、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：7団体 活動予定面積：22ha	-
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	36	新規	・市民の憩いの場として親しまれている高田公園は、平成28年度にソフトボール場が廃止となったことから、公園機能の充実を図るため、芝生広場として再整備し、市街地内での貴重な緑地として、公園利用者の憩いの場の確保に努める。	ア ソフトボール場跡地整備工事 跡地に6,200㎡の芝生広場及び1,500㎡の芝生駐車場を整備し、市街地の緑化推進を図る。	ア ソフトボール場跡地整備工事 跡地に6,200㎡の芝生広場及び1,500㎡の芝生駐車場を整備した。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・高田公園の魅力をさらに高め、交流人口の増加を図るため、内堀護岸の整備を行う。	ア 内堀整備 高田城の本래の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行う。	-
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	37	新規	・直江津地区の貴重な緑地として、昭和44年の開園から親しまれている五智公園において、施設の老朽化が進んでいることから、公園施設改築などの施設整備を進める。 また、「五智公園自然環境保全地域」に指定されており、希少植物など自然環境を保全する必要があることから、豊富な自然を身近に感じられるよう、自然資源を活かした公園整備に努める。	ア 展望台改築工事 日本海や米山など豊かな自然景観を眺められる展望台を改築する。 イ 看板製作設置業務 公園の総合案内看板の更新や八重桜ロードの紹介看板の設置を行い、公園内の自然を紹介する。 ウ 公園リーフレット作成 リーフレットを作成し、市内公共施設や駅、高速道路などに配置し、公園の豊かな自然環境をPRする。	ア 展望台改築工事 日本海や米山など豊かな自然景観を眺められる展望台を改築した。 イ 看板製作設置業務 公園の総合案内看板の更新や八重桜ロードの紹介看板の設置を行い、公園内の自然を紹介した。 ウ 公園リーフレット作成 リーフレットを作成し、市内公共施設や駅、高速道路などに配置し、公園の豊かな自然環境をPRした。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・施設の老朽化が進んでいることから、公園施設改築などの施設整備を進める。 「五智公園自然環境保全地域」に指定されており、希少植物など自然環境を保全する必要があることから、豊富な自然を身近に感じられるよう、自然資源を活かした公園整備に努める。	ア 駐車整備 五智公園の入り口として、来園者が利用しやすい駐車場整備を行う。	-
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	38	継続	・平成30年春の新水族博物館開館に合わせて、来館者の外の遊び場及び近隣住民の憩いの場として利用できるよう、芝生広場の整備を行い、緑化推進を図る。	ア 芝生広場整備 子どもの遊び場として、遊具周りに4,000㎡の芝生広場整備を行う。 イ 看板設置 公園内の松が植樹された由来を紹介する看板を1基設置し、松に関心を持ってもらう。	ア 芝生広場整備 子どもの遊び場として、遊具周りに4,000㎡の芝生広場整備を行った。 イ 看板設置 公園内の松が植樹された由来を紹介し、看板を1基設置した。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・市民の憩いとコミュニケーションの場として、公園をバリアフリーや安全・安心の観点から整備し、誰もが利用しやすい公園とする。 ア 海浜公園整備 イ 長寿化計画による都市公園施設の改修	ア 海浜公園整備 来園者の安全性を確保するため、フェンスを設置する。 イ 長寿化計画による都市公園施設の改修遊具の更新撤去を行う。 直江津地区 3基 高田地区 3基	-

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan	
都市整備課	公園管理費	市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園(264ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.5ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿命化計画に基づき、計画的な植替えや樹勢回復のための手当てを実施する。 ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	ア 公園管理事業 実施計画に基づき、除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を適切に行った。(178公園：264ha) イ パーク・パートナーシップ事業 実施計画に基づき、街区公園の維持管理を地元(町内会)と協定を締結し、協働で実施した。(136公園：40.5ha) ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿命化計画(第一期：H26～H30)に基づき、H29年度分の実施を予定したが、H30.4月に全国桜シンポジウムの開催が確定したため、H30年度事業を前倒して実施した。(第一期計画を終了。) (伐採：26本、剪定：560本、手当て：40本、植樹：10本) ・松くい虫の樹幹注入は、実施計画に基づき適切に実施した。(樹幹注入：74本)	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	市民の憩いやコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園(264ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.5ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿命化計画(第二期：H31～H35)を策定する。 ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。

主要施策：環境保全型農業の推進

農政課	自然循環型農業推進事業	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	40	継続	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体：83団体 取組面積：1,409.46ha	取組団体：82団体 取組面積：1,063ha 取組内訳 ・カバークロップ：507ha ・堆肥の施用：80ha ・有機農業：47ha ・冬期湛水管理：427ha ・江の設置：2ha	C:計画通り実施しているが未達成	-	気象条件等の影響で取組面積が減少したが、引き続き、回覧文書の配布や事業説明会を通じて、環境保全に向けた取組を地域全体のものとするための意識の向上を図り、取組面積の拡大を目指す。	継続	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体：83団体 取組面積：1,374ha
-----	-------------	--	----	----	---	------------------------------	--	------------------	---	--	----	---	---------------------------

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進

環境保全課	環境政策総務事業	市域の特性を活かした地球温暖化対策実行計画を策定し、啓発・普及する。	41	継続	地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で、実行計画や取組事例を周知する。	・広報上越 クールチョイスの取組や環境フェア実施について掲載(6月：環境月間特集) ・環境フェア(6月) ・市ホームページで情報発信(随時)	・広報上越 クールチョイスの取組や環境フェア実施について掲載(6/1号) ・環境フェア(6月25日) ・商業施設等における環境イベントの実施(4月、6月、7月、10月、11月、1月、2月) ・市ホームページで情報発信(随時)	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で、実行計画や取組事例を周知する。	・広報上越 クールチョイスの取組や環境フェア実施について掲載(6/1号) ・環境フェア(6月24日) ・商業施設等における環境イベントの実施(4月、5月、6月、10月、11月、1月、3月) ・市ホームページで情報発信(随時)
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	42	継続	町内会が管理する防犯灯のLED化率を48%以上とする	防犯灯LED化補助金の交付(随時受付)	・町内会管理の防犯灯LED化率：48.9% ※防犯灯LED化補助金活用実績：2,495灯、18,989千円 ※その他の事業でのLED化実績 地域活動支援事業：270灯 コミュニティ助成事業：50灯	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	町内会が管理する防犯灯のLED化率を61%以上とする	防犯灯LED化補助金の交付(随時受付)

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込)	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組 区分	目標 Plan		実施計画 Plan
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	43	継続	・上越市の貴重な資源である「雪」を活用した雪室商品の開発や雪を利用した事業展開を推進する団体を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。 ・安塚区和田地区の雪室の機能強化 ・雪室や雪利用を学ぶ環境講座の実施	・安塚区和田地区の雪室の機能強化 ・監視カメラ、温湿度監視システムの設置 ・雪室や雪利用を学ぶ環境講座の実施 ・参加者数100人	・雪室に監視カメラ・温湿度監視装置を設置 ・雪の利活用の環境講座の開催（参加者66人）	C:計画通り実施しているが未達成	-	・雪室の機能強化が完了したため、雪室を上越ものづくり振興センターへ移管 ・事業が雪利活用の環境講座の開催のみとなるため、環境学習啓発事業へ統合	統合	(環境学習啓発事業へ統合)	-	-
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。	44	継続	・補助制度を通じて、家庭用太陽光発電システムと上越産ベレット利用ストーブの普及拡大を図る。 ・住宅用太陽光発電システム設置及びベレットストーブ設備設置の支援	・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備設置費補助金の交付 ・住宅用太陽光発電システム補助件数90件 ・発電出力合計360kW以上 ・ベレットストーブ設備補助件数13件	・住宅用太陽光発電システム設置費補助 ・住宅用太陽光発電システム補助件数69件 ・発電出力合計343.47kW ・ベレットストーブ設備補助件数7件	C:計画通り実施しているが未達成	-	・住宅用太陽光発電システムについては、法改正による認定審査事務の一時的な長期化に伴い導入を先送りした案件が複数あったため、未達成となった。 ・ベレットストーブ設備については、灯油価格が安定しているため、導入件数が伸び悩み、未達成となった。 ・計画の目標達成を目指し、広報上越のほか、イベントや設備設置を生業とする事業者へも周知し、補助制度の利用促進を図る。	継続	・補助制度を通じて、家庭用太陽光発電システム、ベレットストーブ設備等の普及拡大を図る。 ・住宅用太陽光発電システム、ベレットストーブ設備、住宅用雪冷房設備、住宅用雪冷蔵設備の設置費の支援	・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備等設置費補助金の交付 ・住宅用太陽光発電システム補助件数73件（発電出力合計292kW以上） ・ベレットストーブ設備補助件数5件 ・住宅用雪冷房設備補助件数1件 ・住宅用雪冷蔵設備補助件数1件	-
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	45	継続	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保	・発電電力量（売電電力量） 1,881,308kwh (1,804,980kwh) ※4基の過去5年の平均値	・発電電力量（売電電力量） 1,158,299kwh (1,118,668kwh) ※4基合計	C:計画通り実施しているが未達成	-	・落雷で停止中のうみてらす名立風力発電施設は平成30年3月下旬に復旧したものの、ほとんど稼働しなかったほか、平成29年12月から1号機が落雷で、2月から2号機が経年劣化で、3号機が落雷で停止したため未達成となった。 ・定期点検結果等に基づき必要な修繕を行うほか、故障時の迅速な対応による稼働日数の増加に努める。 ・耐用年数を迎えた風力発電施設1号機の運用を停止した。	継続	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保	・発電電力量（売電電力量） 1,204,722kwh (1,153,490kwh) ※3基（2・3号機及び名立機）の過去5年の平均値	-
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	46	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・年間発電電量1,095,000kWh	・年間発電電量1,439,779kWh	A:計画通りに実施し達成	-	・想定した稼働率を超えていたため、計画に対し実績が大きく上回ったことから平成30年度の目標値を増加修正する。	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	年間発電電量1,248,000kWh	-

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	47	継続	上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	・公共交通に関する計画と連携し、立地適正化計画を推進するための施策の充実を図る。 ・施策については、職員提案制度を利用して実施する。	・総合計画の事業提案と合わせて、立地適正化計画の施策を募った。 ・今後のまちなかの再構築に向けて柱となる「まちなか居住推進事業」と「まちなか高度利用整備事業」の事業化が決定した。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	・まちなかにおけるまちづくりの方向性を検討するため、関係課による検討体制を構築する。 ・アドバイザーの派遣により、関係課を含めて、まちなかにおけるまちづくりの方向性を検討する。	-

主要施策：地産地消の推進

教育総務課	学校給食での地産野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産（上越産）使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産（上越市産）使用割合 平成29年度目標 11%	・学校給食での地産野菜の使用拡大に努めた。 ・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産（上越市産）使用割合 平成29年度実績 11.6%	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・学校給食での地産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産（上越市産）使用割合 平成30年度目標 12%	-
農村振興課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地産品の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	49	継続	・地産地消推進の店の認定数を平成30年度までに150店にする。 ・地産地消推進の店の認定数（平成29年度）155店	・地産地消推進の店の認定数（平成29年度）155店	・地産地消推進の店の認定数（平成29年度）156店	A:計画通りに実施し達成	-	・事業の周知、ガイドブックの発行、のぼり旗などの啓発資材交付等によって、認定数が平成30年度目標の150店を上回る156店になったことに加えて、平成29年3月策定の第3次上越市食育推進計画に基づく上越市食育推進実施計画の目標値との整合を図るため目標値を上方修正する。	継続	・地産地消推進の店の認定数を平成30年度までに160店にする。 ・地産地消推進の店の認定数（平成30年度）160店	・地産地消推進の店の認定数（平成30年度）160店	-

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	50	継続	・講座等の実施や環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境出前講座等の実施 ・環境講座等参加者数：3,000人	同左	・環境イベント等の参加者：3,915人	A:計画通りに実施し達成	-	・パネル展示をクイズ形式にし、来場者が展示をまわるよう改善する。また、アンケートを実施し、満足度による施策の評価を行う。	継続	・講座等の実施や環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境出前講座等の実施 ・環境講座等参加者数：3,000人	同左	-
環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	51	継続	・中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	同左	・豊かな自然を活かした、四季折々の多彩な環境体験プログラムを実施（川体験、竹細工作り、植物・昆虫観察など） ・プログラム参加者数：2,350人	C:計画通り実施しているが未達成	-	・利便性を高めるため、新たに市マイクロバスの無償貸出を開始するほか、送迎付きの特別講座を開催し、利用者の増加を図る。	継続	・中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	同左	-
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・中野区、板倉区を除く全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	52	継続	・環境に関する講座等の参加者数を平成30年度までに累計で3,300人以上にする。	・平成29年度の講座は未定であるため、0人。	・施設見学者数：2,034人（上越市クリーンセンター） 平成29年度までの累計見学者 2,022人 (H27年度1,098人、H28年度924人)	B:見直し・改善の必要があるが達成	・平成29年度中に見学の受入れを開始したことから、平成30年度の目標を新たに設定する。	-	拡充	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター） 平成30年度までの累計見学者 2,822人	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 731人（6/5現在）	-
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	53	継続	・環境に関する講座等の参加者数を平成30年度までに累計で3,300人以上にする。	・施設見学者数：450人	・施設見学者数：958人（汚泥リサイクルパーク） 平成29年度までの累計見学者 3,138人	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・施設見学者数：450人（汚泥リサイクルパーク） 平成30年度までの累計見学者 3,588人	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 89人（6/5現在）	-

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組区分	目標 Plan		実施計画 Plan
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	54	継続	・環境に関する講座の参加者数を平成30年度までに3事業の講座参加者数の累計で5,820人以上にする。	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	・環境関連講座等参加者数：145人（上越緑の少年団）	C:計画通り実施しているが未達成	-	-	継続	・環境に関する講座の参加者数を平成30年度までに3事業の講座参加者数の累計で5,820人以上にする。	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	-
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	55	継続			・環境関連講座等参加者数：5,917人（上越市くわどり市民の森）	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続			-
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	56	継続			・環境関連講座等参加者数：122人（二貫寺の森）	C:計画通り実施しているが未達成	-	-	継続			-
社会教育課	講座KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を平成30年度までに累計で883人以上にする。	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施	・環境関連講座等参加者数：310人	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を平成30年度までに累計で1,025人以上にする。	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全21講座28コースのうち、「ゆき」「しぜん」「海」「チャレンジ」「アウトドア」の5講座7コースを対象とする。	-

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

環境保全課	環境政策総務事業	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	58	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進するほか、中間評価に向けて、改善点等の洗い出しを行う。	・平成27年度から平成34年度の計画の前期進捗状況を確認し、後期計画の見直しの必要性について検討する。 ・環境関連事業の取組について進捗確認（6月、2月） ・中間評価の方法等について検討	・環境関連事業の取組について進捗確認を行い、環境政策審議会に報告を行った。（6月） ・取組状況について、「上越市の環境」で公表した。（11月） ・市政モニターアンケートを活用した計画の中間評価の方法について検討した。	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進するとともに、中間評価を行う。	・環境関連事業の取組について進捗確認 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・第3次環境基本計画の進捗について、中間評価実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表	-
環境保全課	環境政策総務事業	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	59	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 ・第1回目（6月）平成29年度環境関連主要事業等について ・第2回目（9月）プラスチック類等の分別品目変更について	・環境関連の案件について、環境政策審議会を開催し、審議した。 ・第1回目（平成29年6月21日開催） 平成29年度環境関連主要事業等について ・第2回目（平成29年10月20日開催） プラスチック類等の分別品目変更について	A:計画通りに実施し達成	-	-	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 ・第1回目（6月）平成30年度環境関連主要事業等について審議 ・第2回目（10月）第3次環境基本計画の中間評価等について審議 ・第3回目（2月）第3次環境基本計画の中間評価等について審議	-
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	60	継続	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。 ・環境目標…17項目に設定 ・法令遵守…各課所管の法規制監視測定該当施設の100%適合を目標に設定	・環境管理委員会やJMS担当者等の研修会を活用し、JMSの効果的な運用を行う。 ・環境目標…17項目すべて達成 ・法令遵守…各課所管の法規制監視測定該当施設において100%適合 ・現行のJMS計画期間が平成30年度であることから、今後のシステムのあり方についての検討を行う。	・環境目標 17項目のうち15項目達成。2項目未達成 ・未達成項目 1 グリーン購入実績 目標：0品目 実績：1品目 原因：購入前にグリーン購入適合商品の確認をしなかったことにより発生。再発防止のため、全庁に周知した。 2 風力発電施設の発電量 目標：1,673,000kWh 実績：1,158,299kWh 原因：落雷や経年劣化による停止により、十分な発電ができなかったことから、目標未達成となった。 ・法令遵守（第3四半期まで） 1,547件測定数中1,546件適合。 第1四半期に自主基準値不適合が1件あったが、是正措置し適正に対応済。	A:計画通りに実施し達成	-	-	拡充	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。 ・環境目標 17項目に設定 ・法令遵守 各課所管の法規制監視測定該当施設の100%適合を目標に設定 ・現行のJMS計画期間の最終年度となることから、今後の運用について、見直し・検討を行う。	・JMSを活用し、環境問題への取り組みを具体的に推進する。 ・環境目標 17項目すべて達成 ・法令遵守 各課所管の法規制監視測定該当施設において100%適合 ・JMSの見直しについて、環境管理委員会及びEMS部会を開催し、見直し・検討を行う。 ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 ・2030年度に2013年度比で温室効果ガス40%減を達成するため、公共施設における省エネ化体制の調査・検討を行う。	-

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

担当課	事業名	事業計画（事業概要） Plan	事業No.	平成29年度						平成30年度			平成30年度以降の 見直し・改善内容 (見込) Action 平成30年4月現在	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成 状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	取組 区分	目標 Plan		実施計画 Plan
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。	61	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム普及啓発 「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 「エコアクション21」認証取得促進のための周知 広報上越 7/1号掲載予定 上越商工会議所 会員向けメールマガジン 自治体イニシアティブ・プログラムの実施（7月下旬開始予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者に、エコアクション21認証取得の周知を行い、認証取得の意向を示した3事業者に対して認証取得についての説明会を行った。 事務局である上越環境科学センターが説明を行ったが、その後の普及プログラムへの参加に至らなかった。 	B:見直し・改善の必要があるが達成	<ul style="list-style-type: none"> 周知方法について、広報上越や商工会のメールマガジン活用のほかに、企業訪問を行い認証取得事業者の増加につなげる。 	-	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム普及啓発 「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 「エコアクション21」認証取得促進のための周知 広報上越 7/1号掲載予定 上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 自治体イニシアティブ・プログラムの実施（8月上旬開始予定） 	-